

# 全国家庭福祉施策担当係長会議資料

## 〔措置費係説明資料②〕

### 【目 次】

#### 【通知案】

1. 「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」  
通知の施行について」の一部改正新旧対照表(案) . . . . . 1
2. 平成22年度児童入所施設措置費関係の改正点について(案) . . . . . 3
3. 平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について(案) . . . 20
4. 平成22年度小規模分園型(サテライト型)母子生活支援  
施設に係る保護単価について(案) . . . . . 21
5. 「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」の  
一部改正新旧対照表(案) . . . . . 22
6. 「児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における施設機能強化  
推進費について」の一部改正新旧対照表(案) . . . . . 24

平成22年3月17日(水)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

○「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1 <u>平成22年 月 日雇児発 第 号</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>厚生省児童家庭局長</p>
<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p>	<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p>
<p>略</p>	<p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。 おって、平成10年6月12日児発第456号「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行について」は廃止する。 ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 暫定定員及び保護単価の設定について</li> <li>第2 民間施設給与等改善費について</li> <li>第3 教育費の取扱いについて</li> <li>第4 見学旅行費の取扱いについて</li> <li>第5 入進学支度金の取扱いについて</li> <li>第6 特別育成費の取扱いについて</li> <li>第7 医療費の取扱いについて</li> <li>第8 就職支度費の取扱いについて</li> <li>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて</li> <li>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について</li> <li>第11 専門里親について</li> <li>第12 親族里親について</li> <li>第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について</li> <li>第14 徴収金基準額等について</li> <li>第15 児童入所施設における措置費等の経理について</li> </ul>

改正後

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

- 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

略

2 事務費の保護単価の設定について

- (1)～(6) 略

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあつてはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること

- (8)～(9) 略

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員40人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

- (11)～(18) 略

3～4 略

第2～15 略

別紙(1)～(3) 略

現行

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

- 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）

略

2 事務費の保護単価の設定について

- (1)～(6) 略

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあつてはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること

- (8)～(9) 略

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

- (11)～(18) 略

3～4 略

第2～15 略

別紙(1)～(3) 略

## 平成22年度児童入所施設措置費関係の改正点について（案）

### 1. 事務費関係の改善

#### (1) 児童相談所一時保護所関係

##### ① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,840円

##### ② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 5,075,830円 → 5,084,100円

##### ③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 → 同 額

#### (2) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,842円

#### (3) 個別対応職員雇上費加算

(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,842円

#### (4) 夜間警備体制の強化（母子生活支援施設）

1施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額  
[夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]

#### (5) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）

1施設当たり年額 24,210円 → 同 額  
[第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定]

#### (6) 地域小規模児童養護施設

1施設当たり年額 14,603,193円 → 14,616,654円

#### (7) 小規模分園型母子生活支援施設

1施設当たり年額 7,610,878円 → 7,612,691円

#### (8) 心理療法担当職員加算

(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)

1施設当たり年額

常勤職員配置 5,322,230円 → 5,329,842円

常勤的非常勤職員配置 3,304,352円 → 3,305,394円

非常勤職員配置 2,203,797円 → 2,203,844円

[心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費（月10回）、嘱託精神科医（月1回）等を算定]

- (9) 広域入所促進事業（母子生活支援施設）  
 1 施設当たり年額 45万円以内 → 同 額  
 [施設機能強化推進費]
- (10) 家庭支援専門相談員加算  
 (児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)  
 1 施設当たり年額 5,322,230円 → 5,329,842円
- (11) 看護師加算（児童養護施設）  
 1 施設当たり年額 4,712,280円 → 4,719,955円
- (12) 入所児童の自立支援  
 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)  
 1 施設当たり年額 1,973,051円 → 1,973,100円
- (13) 業務省力化等勤務条件改善費  
 週所定労働時間40時間の実施  
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員  
 職員1人年額 285,700円 → 同 額  
 ②調理員  
 職員1人年額 276,640円 → 同 額
- (14) 年休代替要員費  
 ① 直接処遇職員  
 職員1人年額 118,400円 → 同 額  
 ② 調理員  
 職員1人年額 106,400円 → 同 額
- (15) 社会保険料事業主負担金 17.920% → 17.970%
- (16) 管理宿直専門員  
 1 施設当たり年額 1,330,865円 → 1,326,675円
- (17) 職員健康管理費  
 常勤・非常勤職員 5,688円 → 5,737円
- (18) ボイラー技士雇上費  
 職員1人年額 2,412,067円 → 2,412,114円
- (19) 非常勤保育士賃金  
 職員1人年額 232,360円 → 同 額

(20) 非常勤調理員賃金				
職員1人年額	1,670,480円	→	同	額
(21) 児童自立支援施設学科指導員講師手当				
1施設当たり年額	7,604,240円	→	同	額
(22) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員50人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費				
職員1人年額	1,866,157円	→	1,866,204円	
(23) 学習指導費				
(児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親)				
1人当たり月額	8,100円	→	同	額
(24) 嘱託医手当				
(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院)				
嘱託医1人年額	325,680円	→	同	額
(児童自立支援施設)				
嘱託医1人年額	651,360円	→	同	額
(25) 協力医療機関委託費（乳児院）				
1施設当たり年額	740,922円	→	同	額
(26) 入所児童（者）処遇特別加算				
400時間～800時間	435,000円	→	同	額
800時間～1,200時間	726,000円	→	同	額
1,200時間以上	1,016,000円	→	同	額
(27) 除雪費				
定員1人（母子生活支援施設にあつては1世帯）年額	5,650円	→	5,670円	
(28) 降灰除去費				
1施設当たり年額	138,700円	→	139,330円	

## 2. 事業費関係の改善

### (1) 一般生活費

#### ①児童養護施設

・乳児分1人月額	54,730円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,430円	→	同	額

#### ②児童自立支援施設

・入所児分1人月額	47,430円	→	同	額
・通所児分1人月額	14,600円	→	同	額

#### ③情緒障害児短期治療施設

・入所児分1人月額	47,860円	→	同	額
・通所児分1人月額	14,600円	→	同	額

#### ④里親

・乳児分1人月額	54,980円	→	同	額
・乳児以外分1人月額	47,680円	→	同	額

#### ⑤乳児院

・3歳未満児分1人月額	54,730円	→	同	額
・3歳以上児分1人月額	47,430円	→	同	額

#### ⑥ファミリーホーム

・乳児分1人月額	54,730円
・乳児以外分1人月額	47,430円

#### ⑦自立援助ホーム1人月額

10,340円

#### ⑧母子生活支援施設

・入所者1人月額	3,550円	→	同	額
・保育室保育入所児童				
3歳未満児1人月額	8,890円	→	同	額
3歳以上児1人月額	5,500円	→	同	額

#### ⑨乳児院病虚弱等児童加算費

児童1人月額	90,770円	→	90,800円
--------	---------	---	---------

#### ⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)

・乳児1人日額	1,800円	→	同	額
・乳児以外分1人日額	1,560円	→	同	額

#### ⑪里親の一時的な休息のための援助経費

年通算7日間(1日当たり)	5,500円	→	同	額
[児童の飲食物費など]				

### (2) 被虐待児受入加算費

#### ①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

児童1人月額	26,100円	→	同	額
--------	---------	---	---	---

#### ②一時保護委託

児童1人日額	850円	→	同	額
--------	------	---	---	---

### (3) 分娩介助料 1件当たり

148,310円	→	同	額
----------	---	---	---



(4) 教育費

・小学校 児童1人月額	2,110円	→	同	額
・中学校 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,180円	→	同	額
・特別加算費 児童1人年額	58,100円	→	58,500円	

(5) 見学旅行費

・小学校第6学年児童1人年額	20,600円	→	同	額
・中学校第3学年児童1人年額	55,900円	→	同	額
・高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む。) 児童1人年額	108,200円	→	同	額

(6) 入進学支度金

・小学校 児童1人年額	39,500円	→	同	額
・中学校 児童1人年額	46,100円	→	同	額

(7) 特別育成費

・国公立分 児童1人月額	22,270円	→	同	額
・私立分 児童1人月額	32,970円	→	同	額
・特別加算費 児童1人年額	58,100円	→	58,500円	

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額	5,070円	→	同	額
--------------------	--------	---	---	---

(9) 児童用採暖費

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	6,820円	5,220円	3,380円	2,520円	1,260円
乳児院	7,210円	5,660円	3,590円	2,620円	1,260円
母子生活支援施設等	1,130円	960円	590円	380円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(10) 就職支度費 1件当たり	75,000円	→	77,000円	
特別基準 1件当たり	137,510円	→	同	額
(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり	75,000円	→	77,000円	
特別基準 1件当たり	137,510円	→	同	額
(12) 葬祭費 1件当たり	153,900円	→	同	額



- |   |            |              |   |
|---|------------|--------------|---|
| (13) 里親手当 児童1人目月額   | 72,000円    | → 同          | 額 |
| (14) 専門里親手当 児童1人目月額   | 123,000円   | → 同          | 額 |
| (15) 児童養護施設分園型自活訓練事業<br>1施設当たり年額  | 4,680,000円 | → 4,692,000円 |   |
| (16) 家族療法事業費<br>(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)<br>実施延家族数が年間125家族以上<br>1施設当たり年額 | 1,998,000円 | → 同          | 額 |
| 実施延家族数が年間125家族未満<br>1施設当たり年額  | 999,000円   | → 同          | 額 |

別紙1 管理費単価表

事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設	②児童自立支援施設
人	円	円
30まで	20,325	21,577
31 ~ 40	17,141	18,414
41 ~ 50	14,073	15,367
51 ~ 60	13,256	14,545
61 ~ 70	12,440	13,724
71 ~ 80	11,622	12,902
81 ~ 90	10,806	12,081
91 ~ 100	9,989	11,259
101 ~ 110	9,724	11,023
111 ~ 120	9,460	10,789
121 ~ 130	9,195	10,554
131 ~ 140	8,931	10,320
141 ~ 150	8,666	10,084
151 ~ 160	8,579	9,992
161 ~ 170	8,492	9,900
171 ~ 180	8,405	9,808
181 ~ 190	8,319	9,718
191以上	8,232	9,626

定員	③乳児院 (2歳未満児用)	乳児院 (2歳児用)	乳児院 (3歳以上児用)
人	円	円	円
10まで	55,097	49,853	44,604
11 ~ 15	42,462	38,336	30,084
16 ~ 20	37,389	32,748	25,012
21 ~ 25	32,089	29,613	22,186
26 ~ 30	30,871	27,776	20,556
31 ~ 35	29,824	26,884	19,612
36 ~ 40	28,776	25,991	18,668
41 ~ 45	27,728	25,098	17,722
46 ~ 50	26,680	24,205	16,778
51 ~ 55	26,435	23,929	16,471
56 ~ 60	26,189	23,652	16,164
61 ~ 65	25,945	23,377	15,857
66 ~ 70	25,699	23,100	15,549
71 ~ 75	25,454	22,824	15,243
76 ~ 80	25,208	22,547	14,935
81 ~ 85	24,963	22,271	14,628
86 ~ 90	24,718	21,995	14,320
91 ~ 95	24,473	21,719	14,014
96以上	24,345	21,560	13,824

④乳児10人未満を入所させる施設	円 54,643
------------------	-------------

定員	⑥情緒障害児短期治療施設
人	円
30まで	20,934
31 ~ 40	18,582
41以上	16,230

定員	⑤母子生活支援施設			
	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算	保育機能強化加算
世帯	円	円	円	円
10まで	40,452	2,058		2,058
11 ~ 20	23,843	1,543	[1,543]	1,543
21 ~ 30	17,524	1,029	1,029	1,029
31 ~ 40	13,487	926	926	926
41 ~ 50	12,301	823	823	823
51 ~ 60	11,114	720	720	720
61 ~ 70	9,929	618	618	618
71 ~ 80	8,741	515	515	515
81 ~ 90	7,554	412	412	412
91以上	6,368	309	309	309
母子生活支援施設 母子指導員加算		円 1,543		

[ ]書は20世帯分である。

⑦ファミリーホーム	円 2,684
-----------	------------

現 員	⑧自立援助ホーム
人	円
6まで	10,762
7 ~ 9	10,439
10 ~ 12	10,277
13 ~ 15	10,180
16 ~ 18	10,115
19以上	9,696

⑨年少児加算分		
児童養護施設	乳児	円 13,419
	1・2歳児	10,288
	年少児	2,572

児童養護施設、児童自立支援施設	
定 員	⑩小規模グループケア担当職員加算分
人	円
30まで	1,029
31 ~ 40	823
41 ~ 50	617
51 ~ 60	555
61 ~ 70	494
71 ~ 80	432
81 ~ 90	371
91 ~ 100	309
101 ~ 110	288
111 ~ 120	268
121 ~ 130	247
131 ~ 140	227
141 ~ 150	206
151 ~ 160	199
161 ~ 170	192
171 ~ 180	185
181 ~ 190	179
191人以上	172

乳児院	
定 員	⑩小規模グループケア担当職員加算分
人	円
10まで	3,086
11 ~ 15	2,058
16 ~ 20	1,543
21 ~ 25	1,234
26 ~ 30	1,029
31 ~ 35	926
36 ~ 40	823
41 ~ 45	720
46 ~ 50	617
51 ~ 55	586
56 ~ 60	555
61 ~ 65	525
66 ~ 70	494
71 ~ 75	463
76 ~ 80	432
81 ~ 85	401
86 ~ 90	371
91 ~ 95	340
96以上	309

情緒障害児短期治療施設	
定 員	⑩小規模グループケア担当職員加算分
人	円
30まで	1,029
31 ~ 40	823
41以上	617

児童養護施設、 児童自立支援施設	
定 員	⑩家庭支援専 門相談員加算 分
人	円
30まで	1,029
31 ~ 40	823
41 ~ 50	617
51 ~ 60	555
61 ~ 70	494
71 ~ 80	432
81 ~ 90	371
91 ~ 100	309
101 ~ 110	288
111 ~ 120	268
121 ~ 130	247
131 ~ 140	227
141 ~ 150	206
151 ~ 160	199
161 ~ 170	192
171 ~ 180	185
181 ~ 190	179
191人以上	172

乳児院	
定 員	⑩家庭支援専 門相談員加算 分
人	円
10まで	3,086
11 ~ 15	2,058
16 ~ 20	1,543
21 ~ 25	1,234
26 ~ 30	1,029
31 ~ 35	926
36 ~ 40	823
41 ~ 45	720
46 ~ 50	617
51 ~ 55	586
56 ~ 60	555
61 ~ 65	525
66 ~ 70	494
71 ~ 75	463
76 ~ 80	432
81 ~ 85	401
86 ~ 90	371
91 ~ 95	340
96以上	309

情緒障害児短期治療施設	
定 員	⑩家庭支援専 門相談員加算 分
人	円
30まで	1,029
31 ~ 40	823
41以上	617

児童養護施設、 児童自立支援施設	
定員	⑫個別対応職員 加算分
人	円
30まで	1,029
31 ~ 40	823
41 ~ 50	617
51 ~ 60	555
61 ~ 70	494
71 ~ 80	432
81 ~ 90	371
91 ~ 100	309
101 ~ 110	288
111 ~ 120	268
121 ~ 130	247
131 ~ 140	227
141 ~ 150	206
151 ~ 160	199
161 ~ 170	192
171 ~ 180	185
181 ~ 190	179
191人以上	172

乳児院	
定員	⑫個別対応職員 加算分
人	円
10まで	3,086
11 ~ 15	2,058
16 ~ 20	1,543
21 ~ 25	1,234
26 ~ 30	1,029
31 ~ 35	926
36 ~ 40	823
41 ~ 45	720
46 ~ 50	617
51 ~ 55	586
56 ~ 60	555
61 ~ 65	525
66 ~ 70	494
71 ~ 75	463
76 ~ 80	432
81 ~ 85	401
86 ~ 90	371
91 ~ 95	340
96以上	309

情緒障害児短期治療施設	
定員	⑫個別対応職員 加算分
	円
30人まで	1,029
31 ~ 40人	823
41人以上	617

母子生活支援施設	
定員	⑫個別対応職員 加算分
	円
10世帯まで	2,058
11 ~ 20	1,543
21 ~ 30	1,029
31 ~ 40	772
41 ~ 50	695
51 ~ 60	618
61 ~ 70	541
71 ~ 80	463
81 ~ 90	386
91世帯以上	309

定員	⑬職業指導員加算分	⑭小規模施設加算分	⑮ボイラー技士雇上費加算	⑯児童養護施設等特別指導費加算分	⑰母子生活支援施設特別生活指導費加算分	⑱母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子指導員、少年指導員加算分
人	円	円	円	円	円	円
30まで	1,029	1,029	15	20	20	—
31 ~ 40	823	823	12	15	15	873
41 ~ 50	617	617	9	12	12	698
51 ~ 60	555		8	10	10	582
61 ~ 70	494		7	9	9	499
71 ~ 80	432		7	8	8	436
81 ~ 90	371		6	7	7	388
91 ~ 100	309		5	6	6	349
101 ~ 110	288		5	6		
111 ~ 120	268		4	5		
121 ~ 130	247		4	5		
131 ~ 140	227		3	4		
141 ~ 150	206		3	4		
151 ~ 160	199		3	4		
161 ~ 170	192		3	4		
171 ~ 180	185		3	3		
181 ~ 190	179		3	3		
191以上	172		3	3		

(注) 母子生活支援施設の定員については世帯数である。

定員	⑲児童養護施設等指導員特別加算分
人	円
30まで	20
31 ~ 35	17

定員	⑳乳児院(定員40人以上)の家庭支援専門相談員加算分
人	円
30まで	—
31 ~ 35	—
36 ~ 40	15
41 ~ 45	14
46 ~ 50	12
51 ~ 55	11
56 ~ 60	10
61 ~ 65	9
66 ~ 70	9
71 ~ 75	8
76 ~ 80	8
81 ~ 85	7
86 ~ 90	7
91 ~ 95	6
96以上	6

児童養護施設、 児童自立支援施設	
定員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤職員)
人	円
30まで	1,029
31 ~ 40	823
41 ~ 50	617
51 ~ 60	555
61 ~ 70	494
71 ~ 80	432
81 ~ 90	371
91 ~ 100	309
101 ~ 110	288
111 ~ 120	268
121 ~ 130	247
131 ~ 140	227
141 ~ 150	206
151 ~ 160	199
161 ~ 170	192
171 ~ 180	185
181 ~ 190	179
191人以上	172

乳児院	
定員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤職員)
人	円
10まで	3,086
11 ~ 15	2,058
16 ~ 20	1,543
21 ~ 25	1,234
26 ~ 30	1,029
31 ~ 35	926
36 ~ 40	823
41 ~ 45	720
46 ~ 50	617
51 ~ 55	586
56 ~ 60	555
61 ~ 65	525
66 ~ 70	494
71 ~ 75	463
76 ~ 80	432
81 ~ 85	401
86 ~ 90	371
91 ~ 95	340
96以上	309

母子生活支援施設	
定員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤職員)
世帯	円
10まで	3,491
11 ~ 20	1,746
21 ~ 30	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91以上	349



児童養護施設、 児童自立支援施設	
定 員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤的非常勤職員)
人	円
30まで	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91 ~ 100	349
101 ~ 110	317
111 ~ 120	291
121 ~ 130	269
131 ~ 140	249
141 ~ 150	233
151 ~ 160	218
161 ~ 170	205
171 ~ 180	194
181 ~ 190	184
191人以上	175

乳児院	
定 員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤的非常勤職員)
人	円
10まで	3,491
11 ~ 15	2,327
16 ~ 20	1,746
21 ~ 25	1,396
26 ~ 30	1,164
31 ~ 35	997
36 ~ 40	873
41 ~ 45	776
46 ~ 50	698
51 ~ 55	635
56 ~ 60	582
61 ~ 65	537
66 ~ 70	499
71 ~ 75	466
76 ~ 80	436
81 ~ 85	411
86 ~ 90	388
91 ~ 95	367
96以上	349

母子生活支援施設	
定 員	②心理療法担当 職員加算分 (常勤的非常勤職員)
世帯	円
10まで	3,491
11 ~ 20	1,746
21 ~ 30	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91以上	349

児童養護施設、 児童自立支援施設	
定員	②③心理療法担当 職員加算分 (非常勤職員)
人	円
30まで	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91 ~ 100	349
101 ~ 110	317
111 ~ 120	291
121 ~ 130	269
131 ~ 140	249
141 ~ 150	233
151 ~ 160	218
161 ~ 170	205
171 ~ 180	194
181 ~ 190	184
191人以上	175

乳児院	
定員	②③心理療法担当 職員加算分 (非常勤職員)
人	円
10まで	3,491
11 ~ 15	2,327
16 ~ 20	1,746
21 ~ 25	1,396
26 ~ 30	1,164
31 ~ 35	997
36 ~ 40	873
41 ~ 45	776
46 ~ 50	698
51 ~ 55	635
56 ~ 60	582
61 ~ 65	537
66 ~ 70	499
71 ~ 75	466
76 ~ 80	436
81 ~ 85	411
86 ~ 90	388
91 ~ 95	367
96以上	349

母子生活支援施設	
定員	②③心理療法担当 職員加算分 (非常勤職員)
世帯	円
10まで	3,491
11 ~ 20	1,746
21 ~ 30	1,164
31 ~ 40	873
41 ~ 50	698
51 ~ 60	582
61 ~ 70	499
71 ~ 80	436
81 ~ 90	388
91以上	349

児童養護施設	
定員	⑭看護師加算分
人	円
30まで	196
31 ~ 40	157
41 ~ 50	117
51 ~ 60	105
61 ~ 70	94
71 ~ 80	82
81 ~ 90	71
91 ~ 100	59
101 ~ 110	55
111 ~ 120	51
121 ~ 130	47
131 ~ 140	43
141 ~ 150	39
151 ~ 160	38
161 ~ 170	36
171 ~ 180	35
181 ~ 190	34
191人以上	33

⑮児童自立支援施設通所分	円 4,388
--------------	------------

⑯情緒障害児短期治療施設通所分	円 6,551
-----------------	------------

## 平成22年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200	福(4-1) 271,400	福(4-1) 271,400 福(2-33) 253,400	福(4-13) 298,200		
主任児童指導員	福(2-17) 230,112					福(2-17) 230,112	福(2-17) 230,112
児童指導員	福(2-5) 209,916		福(2-5) 209,916		福(2-17) 230,112		福(2-5) 209,916
職業指導員	福(1-25) 187,884	福(1-25) 187,884					
セラピスト					福(2-5) 209,916		
児童自立支援専門員		福(2-17) 230,112 福(2-5) 209,916					
主任母子指導員				福(2-17) 230,112			
母子指導員				福(2-13) 223,584			
児童生活支援員		福(1-37) 206,754					
主任保育士	福(1-33) 201,348				福(1-41) 212,262		
保育士	福(1-29) 195,228		福(1-29) 195,228	福(1-25) 187,884	福(1-37) 206,754		
事務員	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000	行Ⅰ(2-9) 200,000		
医師			医Ⅰ(2-5) 335,600		医Ⅰ(2-5) 335,600		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 242,200				
看護師	医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		医Ⅲ(2-25) 222,300		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500	医Ⅱ(2-5) 184,500		医Ⅱ(2-5) 184,500		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800	行Ⅱ(1-37) 165,800		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他にあっては上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員(医師、看護師を除く)にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

## 平成22年度 児童福祉施設職員の特殊業務手当基準額

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. その他の児童指導員	1	9,200
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子指導員	1	9,200
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,200
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,200
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,200
	2. 児童指導員	1	9,200

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

(案)

雇児発 第 号  
平成22年 月 日

都道府県知事  
各指定都市の市長殿  
児童相談所設置市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
区分						
地域小規模 児童養護施設	円 221,540	円 217,940	円 214,340	円 211,950	円 209,550	円 207,150

地域区分	3/100	その他
区分		
地域小規模 児童養護施設	円 203,550	円 199,960

(うち管理費 41,380円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分及び特別生活指導費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号  
平 成 2 2 年 月 日

都道府県知事  
各 指定都市の市長 殿  
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設  
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
区 分						
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 139,140	円 136,860	円 134,580	円 133,070	円 131,550	円 130,030

地域区分	3/100	その他
区 分		
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 127,750	円 125,480

(うち管理費 34,822円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。



○児童養護施設における医療的支援体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成21年6月29日雇児発第0629001号の4 平成22年 月 日雇児発 第 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。 また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。 こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 略</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 略 (2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が15名以上入所していること。 なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が15名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成21年6月29日雇児発第0629001号の4</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。 また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。 こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 略</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 (1) 略 (2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が20名以上入所していること。 なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が20名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。</p>

改正後

現行

(3) 略

3～6 略

別紙様式 略

(3) 略

3～6 略

別紙様式 略

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後		現 行	
児 発 第 4 5 0 号 昭和62年5月20日		児 発 第 4 5 0 号 昭和62年5月20日	
[一部改正]昭和63年4月7日	児企第321号	[一部改正]昭和63年4月7日	児企第321号
平成元年5月29日	児発第390号の3	平成元年5月29日	児発第390号の3
平成2年6月7日	児発第475号の5	平成2年6月7日	児発第475号の5
平成4年4月10日	児発第382号の7	平成4年4月10日	児発第382号の7
平成5年4月9日	児発第331号の7	平成5年4月9日	児発第331号の7
平成6年6月29日	児発第639号の4	平成6年6月29日	児発第639号の4
平成7年4月3日	児発第371号の7	平成7年4月3日	児発第371号の7
平成8年6月24日	児発第618号の7	平成8年6月24日	児発第618号の7
平成9年5月28日	児発第375号	平成9年5月28日	児発第375号
平成10年6月12日	児発第457号	平成10年6月12日	児発第457号
平成11年4月1日	児発第321号	平成11年4月1日	児発第321号
平成11年4月30日	児発第418号	平成11年4月30日	児発第418号
平成12年5月19日	児発第520号の2	平成12年5月19日	児発第520号の2
平成13年8月2日	雇児発第507号の2	平成13年8月2日	雇児発第507号の2
平成14年11月11日	雇児発第1111005号	平成14年11月11日	雇児発第1111005号
平成15年5月23日	雇児発第0523004号の2	平成15年5月23日	雇児発第0523004号の2
平成16年7月16日	雇児発第0716004号	平成16年7月16日	雇児発第0716004号
平成17年6月1日	雇児発第0601005号	平成17年6月1日	雇児発第0601005号
平成17年10月28日	雇児発第1028005号の2	平成17年10月28日	雇児発第1028005号の2
平成18年6月27日	雇児発第0627009号	平成18年6月27日	雇児発第0627009号
平成19年7月25日	雇児発第0725001号の6	平成19年7月25日	雇児発第0725001号の6
平成20年6月12日	雇児発第0612014号の5	平成20年6月12日	雇児発第0612014号の5
平成21年6月29日	雇児発第0629001号の5	平成21年6月29日	雇児発第0629001号の5
平成22年 月 日	雇児発 第 号		
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	
厚生省児童家庭局長		厚生省児童家庭局長	
児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について		児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について	
略		標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児	

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 一般事業 1～5 略</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)</p> <p>(1) 事業の内容等 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,692,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ 略 2～4 略</p> <p>第4 報告等 略</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1～5 略</p> <p>別添1～4 略</p>	<p>第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 一般事業 1～5 略</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。)</p> <p>(1) 事業の内容等 略</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ 略 2～4 略</p> <p>第4 報告等 略</p> <p>別表 略</p> <p>別紙様式1～5 略</p> <p>別添1～4 略</p>